

わた SHIGA 輝く国スポ栗東市売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市歓迎・接伴基本計画に基づき、本市で開催されるわた SHIGA 輝く国スポ（以下「大会」という。）に、全国から訪れる選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者の便宜を図るとともに、本市の特産品等の紹介並びに販売を促進するため、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店の設置場所は、各競技会場とする。

3 設置期間及び開設時間

- （１）売店の設置期間は、各競技会の開催期間中とする。ただし、実行委員会は必要に応じて変更することができる。
- （２）売店の開設時間は、開会行事または競技開始 1 時間前から競技終了後 30 分までとする。ただし、実行委員会は必要に応じて変更することができる。

4 出店数、位置及び規模

売店の出店数及び出店位置は、実行委員会が決定し、売店の規模は、1 出店者につき 1 ブースを割り当てるものとし、1 ブースの面積は約 20 m²（2 間×3 間テント相当）とする。ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し、必要に応じて調整できるものとする。

5 運営設備等

売店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては、実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。なお、実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、区画内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

- （１）テント 1 張（2 間×3 間）
- （２）長机 6 台以内
- （３）パイプ椅子 4 脚以内

6 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、以下の書類を実行委員会に提出するものとする。

- （１）売店出店申請書（様式第 1 号）

- (2) 売店出店概要書（様式第 2 号）
- (3) 売店従事者、搬入車両予定表及び持込備品調書（様式第 3 号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第 4 号）
- (5) その他実行委員会が必要と認めるもの

なお、保健所へ模擬店等の食品取扱届出が必要な出店者は、実行委員会に申出すること。本申請書類の情報を基に、実行委員会が模擬店等の食品取扱届出書を作成し、保健所へ提出する。

7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国スポ関連グッズ

国民スポーツ大会標章又はわた SHIGA 輝く国スポ・障スポマスコットキャラクター「キャプフィー」「チャップフィー」等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又はわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているものであること。

(2) 郷土物産品

本市または滋賀県の物産品として、営業店舗等で販売しているもの。

(3) スポーツ用品

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。ただし、実行委員会が郷土物産品と認めるものは販売品目とすることができる。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているものであること。

イ 現地調理品

あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理、加工のみを行うものであること。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの

8 出店者の条件

出店者は、次に掲げる全ての条件を満たすものであること。

(1) 申請時に 1 年以上営業を継続していること。ただし、次のアからウのいずれかに該当する者についてはこの限りではない。

ア 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

イ 過去の国民スポーツ大会（国民体育大会）又は競技別リハーサル大会に出店実績がある者

ウ その他実行委員会が認めた者

(2) 本要項で定める設置期間及び開設時間を遵守し、原則として競技開始日から終了

日まですべての期日で継続して出店すること。

- (3) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- (4) 法令等に違反して、申請書の提出時点において過去 1 年以内に営業停止等の行政処分を受けていないこと。
- (5) 飲食物販売の出店者については、申請書の提出時点において過去 3 年間、食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
- (6) 出店申請書の提出時点で、市税等の滞納がないこと。
- (7) 栗東市暴力団排除条例第 2 条第 1 号及び同条第 2 号に規定する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また、販売員として暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

9 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店料は無料とする。

10 出店者の選定

- (1) 実行委員会は、第 6 項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土物産品の P R 等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請した者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は、当該申請をしたものを優先して選考することができる。またこれによりがたいときは、抽選により選定する。
 - ア 販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
 - イ 障害者就労施設等
 - ウ 市内に店舗を有するもの
 - エ 前 3 号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めたもの
- (2) 実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第 5 号）を及び売店出店許可証（様式第 6 号）発行するものとする。

11 保健所への手続き

(1) 営業許可

営業許可等を必要とする出店者については、売店許可決定通知書を受けとったときは速やかに管轄保健所に必要な届出を行い、許可証等の写しを実行委員会に提出しなければならない。

(2) 模擬店等の食品取扱届出書

ア 「模擬店等の食品取扱届出書」の保健所への提出については、届出が必要なものについて、実行委員会が取りまとめるものとする。

イ 実行委員会は出店申請書類の情報を基に、「模擬店等の食品取扱届出書」を作成し、提出するものとする。

なお、出店者は、申請書類の内容を変更する場合は、速やかに実行委員会へ報告すること。

12 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くものとする。
- (2) 売店監督員は、実施本部の係員から選任するものとする。
- (3) 売店監督員は、現場を巡回するとともに、本要項に基づき、売店の設置及び運営に関する事項について監督するものとする。

13 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、速やかに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

14 禁止事項

出店者及びその従事者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は管理及び運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理、加工等をすること。
- (5) アルコール飲料の販売、試飲及び試食を含む無償提供をすること。ただし、郷土物産品として取り扱うアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 危険物を販売及び無償提供をすること。
- (7) 許可された販売品目以外のものを販売すること。
- (8) ドーピング該当物質を含む飲食物等を販売すること。
- (9) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (10) その他、大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

15 遵守事項

出店者及びその従事者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。

- (3) 売店の装飾は、販売店を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (4) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任において行い、発生したごみは毎日各自で搬出及び処理し、持ち帰り、環境美化に努めること。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、区画前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 販売品等の搬入搬出をする車両には、実行委員会が別に交付する駐車許可証を指定の位置に掲げること。なお、原則として使用車両は、1売店につき1台とする。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で、親切丁寧な対応を心がけること。
- (10) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに保健所の指導に従うこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (12) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、速やかに実行委員会に報告するものとし、変更又は追加に係る報告の際は、当該従事者の運転免許書等の本人確認書類を添付すること。
- (13) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

16 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

17 事故発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は、直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

18 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は、実行委員会に対して損害賠償を請求することはできない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受

けたことが判明したとき。

(3) 保健所からの指示があったとき。

(4) その他、実行委員会が売店の運営又は管理において不相当と認めたとき。

19 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出して原状回復をし、実行委員会の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

20 損害賠償

(1) 出店者（従事者を含む。）は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

(2) 出店者は、損害賠償に備え、損害保険等に参加しておくものとする。

21 補填及び補償

(1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。

(2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）など実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

22 準用

競技別リハーサル大会における売店の設置運営については、大会の規模、競技の特殊性を鑑み、必要に応じてこの要項を準用する。

23 補則

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和6年1月22日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年3月18日から施行する。